

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則

昭和46年 1 月28日

規則第 7 号

改正	昭和47年 3 月30日規則第11号	昭和48年 4 月23日規則第17号
	昭和49年 3 月 4 日規則第 7 号	昭和50年 3 月31日規則第10号
	昭和53年 7 月20日規則第25号	昭和56年 7 月27日規則第32号
	昭和58年12月26日規則第44号	昭和59年12月28日規則第57号
	昭和63年 3 月28日規則第 5 号	平成元年 3 月27日規則第 4 号
	平成元年 3 月27日規則第 6 号	平成 3 年 3 月28日規則第 4 号
	平成 4 年 7 月 6 日規則第38号	平成 5 年 6 月24日規則第25号
	平成 6 年 3 月28日規則第13号	平成 6 年 9 月29日規則第39号
	平成 9 年 3 月31日規則第22号	平成11年 3 月31日規則第26号
	平成12年 3 月30日規則第30号	平成12年12月25日規則第57号
	平成13年 7 月23日規則第43号	平成15年 3 月20日規則第 7 号
	平成15年 8 月25日規則第46号	平成16年 3 月25日規則第 4 号
	平成17年 2 月28日規則第 4 号	平成17年 9 月20日規則第51号
	平成21年 3 月31日規則第31号	平成29年 3 月31日規則第25号
	令和 3 年 3 月29日規則第64号	令和 4 年 3 月24日規則第 8 号

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則をここに公布する。

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、開発行為等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和58年規則44号・平成15年 7 号〕

第 2 条 削除

〔平成11年規則26号〕

(開発許可の申請の添付図書)

第 3 条 法第29条第 1 項又は第 2 項の規定による許可を受けようとする者は、省令第16条第 1 項に規定する開発行為許可申請書に、法第30条第 2 項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる図書を添付して申請しなければならない。

- (1) 開発区域の土地の公図の写し
- (2) 開発区域の土地の登記事項証明書

(3) 開発区域の土地の実測図

一部改正〔昭和47年規則11号・平成13年43号・17年4号〕

(設計説明書等)

第4条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、開発行為に関する設計説明書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の設計説明書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 新たに設置される公共施設の管理者等一覧表(様式第2号)

(2) 従前の公共施設の管理者等一覧表(様式第3号)

3 省令第17条第1項第3号に規定する書類は、開発行為同意書(様式第4号)によるものとし、同意した者の印鑑証明書を添付するものとする。

一部改正〔昭和47年規則11号・平成5年25号〕

(既存の権利者の届出)

第5条 法第34条第13号に規定する届出は、既存の権利者の届出書(様式第5号)によるものとする。

一部改正〔昭和47年規則11号〕

第6条 削除

〔平成15年規則7号〕

(変更許可申請書の添付図書)

第7条 法第35条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書(様式第6号)に、省令第28条の3に規定する書類のほか、開発区域の縮小又は新たな土地の開発区域への編入の場合にあつては、第3条第1号から第3号までに掲げる図書(同条第2号の図書にあつては、開発区域に編入された部分のものに限る。)を添付して申請しなければならない。

追加〔平成5年規則25号〕

(工事完了公告前の建築物等の建築等承認申請)

第8条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、工事完了公告前の建築物等の建築等承認申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、縮尺1,000分の1以上の建築物等の配置図を添付するものとする。

一部改正〔昭和47年規則11号・50年10号・58年44号・平成5年25号〕

(建築物の特例許可の申請)

第9条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 縮尺3,000分の1以上の周辺地域の現況図
- (2) 縮尺1,000分の1以上の建築物
- (3) 縮尺500分の1以上の建築物の平面図
- (4) 縮尺500分の1以上の建築物の二面以上の立面図

一部改正〔昭和47年規則11号・58年44号・平成5年25号・13年43号〕

(予定建築物等以外の建築等の許可申請)

第10条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 縮尺3,000分の1以上の周辺地域の現況図
- (2) 縮尺1,000分の1以上の開発区域内における建築物等の敷地の位置図

一部改正〔昭和47年規則11号・50年10号・58年44号・平成5年25号〕

(地位の承継)

第11条 法第44条の規定により許可に基づく地位を承継した者は、遅滞なく、開発許可(建築等の許可)に係る地位の承継届出書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、当該許可に基づく地位を承継したことを証する書類を添付するものとする。

一部改正〔昭和47年規則11号・50年10号・58年44号・平成5年25号〕

第12条 法第45条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認を受けようとする者は、開発許可に係る地位の承継承認申請書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 当該土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
- (2) 当該開発行為を行うにたる資力を有することを証する書類

一部改正〔昭和47年規則11号・50年10号・58年44号・平成5年25号〕

(開発登録簿の閲覧)

第13条 省令第38条の規定による開発登録簿の閲覧所は、開発地の所在地を管轄する建設事務所に置く。

2 開発登録簿を閲覧することができる日は、長野県の休日をも定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日以外の日とする。

3 開発登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

4 開発登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備えてある閲覧簿に所定の事項を記入し、係員に申し出なければならない。

5 開発登録簿を閲覧しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 係員の指示に従つて所定の場所で閲覧すること。
- (2) 開発登録簿を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

6 知事は、開発登録簿を閲覧する者が前項の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

一部改正〔昭和47年規則11号・48年17号・53年25号・58年44号・平成元年4号・4年38号・5年25号・11年26号・12年30号・15年46号・16年4号・17年51号・21年31号・29年25号〕

(身分証明書の様式)

第14条 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第12号によるものとする。

一部改正〔昭和47年規則11号・58年44号・平成5年25号・12年30号〕

(申請書等の経由)

第15条 法、省令又はこの規則の規定に基づき知事に提出する申請書及び届出書（これらに添付すべき図書を含む。次条において同じ。）は、当該申請又は届出に係る土地又は建物の所在地を管轄する建設事務所の長を経由して提出しなければならない。

一部改正〔昭和47年規則11号・53年25号・58年44号・平成5年25号・12年30号・29年25号〕

(申請書等の提出部数)

第16条 前条の申請書又は届出書の提出部数は、正副2部とする。ただし、第3条第2号及び第7条に規定する開発区域の土地の登記事項証明書、法第47条第5項の規定による登録簿の写しの交付請求並びに省令第60条の規定による証明書の交付請求にあつては、1部とする。

追加〔平成5年規則25号〕、一部改正〔平成12年規則30号・17年4号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成13年規則43号〕

附 則（昭和47年3月30日規則第11号）

(施行期日)

1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

(経過処置)

2 この規則施行前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第43条の規定に

よる許可を受けた開発行為等でこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）に事業が完了していないもの及び施行日に現にこれらの規定に基づいて申請されている開発行為等に係る許可、申請、届出その他の手続については、この規則による改正後の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和48年4月23日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年3月4日規則第7号）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日規則第10号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年7月20日規則第25号）

この規則は、昭和53年8月1日から施行する。（後略）

附 則（昭和56年7月27日規則第32号）

この規則は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則（昭和58年12月26日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月28日規則第57号）

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月28日規則第5号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成元年3月27日規則第4号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成元年5月1日から施行する。（後略）

附 則（平成元年3月27日規則第6号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成3年3月28日規則第4号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成4年7月6日規則第38号）

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成5年6月24日規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、平成5年6月25日から施行する。

（事務処理規則の一部改正）

2 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成6年3月28日規則第13号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成6年9月29日規則第39号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日規則第22号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日規則第26号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日規則第30号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過処置)

- 2 平成12年4月1日前においてこの規則による廃止前及び改正前のそれぞれの規則の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月25日規則第57号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年7月23日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月20日規則第7号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年8月25日規則第46号)

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月25日規則第4号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月28日規則第4号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

- 3 不動産登記法(平成16年法律第123号)附則第5条の規定により登記事項証明書とみなされる登記簿の謄本は、次の各号に掲げる規則の規定に規定する登記事項証明書とみなす。

(1)から(4)まで (略)

- (5) 第7条の規定による改正後の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則第3条第2号及び第16条

附 則（平成17年 9 月20日規則第51号）

この規則は、平成17年10月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成21年 3 月31日規則第31号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日規則第25号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に次の表の左欄に掲げる地方事務所の長がした処分その他の行為又は当該地方事務所の長に対してなされた申請その他の行為のうち、この規則の施行の日以後において同表の右欄に掲げる建設事務所の長が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、同表の左欄に掲げる地方事務所の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる建設事務所の長がした処分その他の行為又は当該建設事務所の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

左欄	右欄
長野県佐久地方事務所	長野県佐久建設事務所
長野県上小地方事務所	長野県上田建設事務所
長野県諏訪地方事務所	長野県諏訪建設事務所
長野県上伊那地方事務所	長野県伊那建設事務所
長野県下伊那地方事務所	長野県飯田建設事務所
長野県木曾地方事務所	長野県木曾建設事務所
長野県松本地方事務所	長野県松本建設事務所
長野県北安曇地方事務所	長野県大町建設事務所
長野県長野地方事務所	長野県長野建設事務所
長野県北信地方事務所	長野県北信建設事務所

附 則（令和 3 年 3 月29日規則第64号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されている身分を示す証明書は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

(様式第1号)

(第4条関係)

一部改正〔昭和50年規則10号・平成5年25号・13年43号〕

(様式第2号)

(第4条関係)

一部改正〔昭和50年規則10号・平成5年25号〕

(様式第3号)

(第4条関係)

一部改正〔昭和50年規則10号・平成5年25号〕

(様式第4号)

(第4条関係)

全部改正〔平成5年規則25号〕

(様式第5号)

(第5条関係)

全部改正〔平成5年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則26号・令和3年規則64号〕

(様式第6号)

(第7条関係)

全部改正〔平成5年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則26号・令和3年規則64号〕

(様式第7号)

(第8条関係)

全部改正〔平成5年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則26号・令和3年規則64号〕

(様式第8号)

(第9条関係)

全部改正〔平成5年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則26号・13年43号・令和3年規則64号〕

(様式第9号)

(第10条関係)

全部改正〔平成5年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則26号・令和3年規則64号〕

(様式第10号)

(第11条関係)

全部改正〔平成5年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則26号・令和3年



規則64号]

(様式第11号)

(第12条関係)

全部改正〔平成5年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則26号・令和3年  
規則64号]

(様式第12号)

(第14条関係)

全部改正〔平成13年規則43号]

(様式第1号) (第4条関係)

開発行為に関する設計説明書

設計の方針							
工区計画	工区名	工区面積		着手予定年月日		完了予定年月日	
		m <sup>2</sup>		年 月 日		年 月 日	
開発区域内の土地の現況	区 域			用途地域		その他の地域地区	
	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域 <input type="checkbox"/> 準都市計画区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域						
地目別概要		宅 地	農 地	山 林	公共施設用地	そ の 他	合 計
	面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	比 率	%	%	%	%	%	% 100
土地利用計画		宅地用地	公共施設用地	公益的施設用地	その他用地	合 計	
	面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	比 率	%	%	%	%	% 100	
街区の設定計画	街区数	街 区	最大街区面積	m <sup>2</sup>	街区最長辺長	m	
	最大区画面積	m <sup>2</sup>	最小区画面積	m <sup>2</sup>	平均区画面積	m <sup>2</sup>	
	予定建築物名				そ の 他	合 計	
	区 画 数						
公共施設の整備計画概要		道路用地	公園用地	排水施設用地	そ の 他	合 計	
	面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	比 率	%	%	%	%	% 100	
公益的施設の配置計画概要	施設名				そ の 他	合 計	
	面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	比 率	%	%	%	%	% 100	

- (備考) 1 設計の方針欄は、当該開発行為の目的及び開発計画の設計に関して特に留意したこと等を記入すること。
- 2 公益的施設の配置計画概要欄には、小学校、保育所、診療所、日用品の店舗等を記入すること。
- 3 開発区域を工区に分けたときは、工区ごとに作成すること。
- 一部改正〔昭和50年規則10号・平成5年25号・13年43号〕

(様式第2号) (第4条関係)

新たに設置される公共施設の管理者等一覧表

新設する公共施設		概 要			管理することとなる者の名称	協議成立又は協議中の別	摘 要
番号	名 称	延長	幅 員 (管径)	面積			
		m	m	m <sup>2</sup>			

- (備考) 1 開発区域内に新設する公共施設に関して記入すること。  
2 新設する公共施設の名称は、道路、公園等種別ごとに記入すること。  
3 概要欄の道路の幅員については、有効幅員を、道路の面積については、法敷等を含めた道路敷の面積を記入すること。

一部改正〔昭和50年規則10号・平成5年25号〕

(様式第3号) (第4条関係)

従前の公共施設の管理者等一覧表

従前の公共施設の名称	廃止 付替え 拡幅 の別	概 要			管理者名	同意の有無	所有者名	摘 要
		延長	幅員 (管径)	面積				
		m	m	m <sup>2</sup>				

- (備考) 1 開発区域内にある従前の公共施設に関して記入すること。  
2 従前の公共施設の名称は、道路、公園等種別ごとに記入すること。  
3 概要欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については法敷等を含めた道路敷の面積を記入すること。

一部改正〔昭和50年規則10号・平成5年25号〕

(様式第4号) (第4条関係)

開 発 行 為 同 意 書

年 月 日

(開発行為者)  
住 所

氏 名 殿

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

権利者 住 所

氏 名 印

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

あなたが計画している の開発について、都市計画法の規定に基づく開発行為の許可(変更許可)の申請に際して、私が権利を有している下記物件において、開発行為又は開発行為に関する工事を行うことに同意します。

記

物件の種類	物件の所在及び地番	地 目	面 積 (㎡)	権利の種類別	摘 要

- (備考) 1 物件の種類欄は、土地、建物、工作物等の種別を記入すること。  
2 権利の種類別欄は、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、先取特権等の別を記入すること。

全部改正〔平成5年規則25号〕

(様式第5号) (第5条関係)

既存の権利の届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては主たる事務所  
の所在地、名称及び代表  
者の氏名〕

都市計画法第34条第13号の規定により次のとおり届け出ます。

届出者の職業 (法人の場合は業務内容)					
届出をする 土地	所在及び地番				
	地目及び地積	地目		地積	m <sup>2</sup>
権利の種類及び内容					
所有権、地上権、借地権、 使用貸借権の別					
農地転用許可年月日及び番号					
所有権以外の権利の場合の契約の 相手方、権利の取得年月日及び契 約期限					
権利を有していた目的					
自己の居住用、自己業務用の別					
自己業務用の場合の業務の内容					

全部改正〔平成5年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則26号・令和2年規則第64号〕

(様式第6号) (第7条関係)

開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者 住 所

長野県収入証紙欄
----------

氏 名

（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

開発行為の変更を許可してください。

開発許可年月日及び番号			
内容		変 更 前	変 更 後
開発行為の変更の概要	開発区域に含まれる地域の名称		
	開 発 区 域 の 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	予 定 建 築 物 等 の 用 途		
	工 事 施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名		
	法 第 3 4 条 の 該 当 号 及 び 該 当 す る 理 由		
	そ の 他 必 要 な 事 項		
変 更 の 理 由			
※ 変 更 の 許 可 に 付 し た 条 件			
※ 変 更 許 可 年 月 日 及 び 番 号			

(備考)

- 1 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。

全部改正 [平成5年規則25号]、一部改正 [平成11年規則26号・令和2年規則第64号]

(様式第7号)(第8条関係)

工事完了公告前の建築物等の建築等承認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

都市計画法第37条第1号の規定による承認をしてください。

開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号	
建 築 物 等 の 敷 地 の 所 在 地 及 び 面 積	m <sup>2</sup>
建 築 物 等 の 用 途	
建 築 物 等 の 構 造 及 び 階 数	
建 築 物 等 の 新 築、新 設、改 築、増 築、 移 転 の 別	
申 請 の 理 由	

全部改正〔平成5年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則26号・令和2年規則第64号〕



(様式第8号) (第9条関係)

用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

長野県収入証紙欄

〔法人にあつては主たる事務所  
の所在地、名称及び代表  
者の氏名〕

都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可をしてください。

開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号		
建 築 物 の 敷 地 の 所 在 地 及 び 面 積	㎡	
建 築 物 の 用 途		
種 別 / 区 分	制 限 内 容	申 請 内 容
建 築 物 の 建 ぺ い 率		
建 築 物 の 高 さ		
壁 面 の 位 置		
建 築 物 の 構 造		
建 築 物 の 設 備		
そ の 他		
申 請 の 理 由		

全部改正〔平成5年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則26号・令和2年規則第64号〕

(様式第9号) (第10条関係)

予定建築物等以外の建築等許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては主たる事務  
所の所在地、名称及び代  
表者の氏名〕

長野県収入証紙欄

都市計画法第42条第1項ただし書の規定による許可をしてください。

開発許可年月日及び番号	
建築物等の敷地の所在地及び面積	m <sup>2</sup>
建築物等の新築、新設、改築、用途変更の別	
開発許可を受けた予定建築物等の用途	
許可を受けようとする建築物等の用途	
申請の理由	

全部改正〔平成5年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則26号・13年43号・令和2年規則第64号〕

(様式第10号) (第11条関係)

開発許可(建築等の許可)に係る地位の承継届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては主たる事務  
所の所在地、名称及び代表  
者の氏名〕

開発許可(建築等の許可)を受けた者の地位を承継しました。

開発許可(建築等の許可)年月日及び番号	
被 承 継 人 の 氏 名	
承 継 年 月 日	
承 継 の 原 因	

全部改正〔平成5年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則26号・令和2年規則第64号〕

(様式第11号) (第12条関係)

開発許可に係る地位の承継承認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者 住 所

長野県収入証紙欄
----------

氏 名

( 法人にあつては主たる事務  
所の所在地、名称及び代表  
者の氏名 )

都市計画法第45条の規定により、開発許可に係る地位の承継を承認してください。

開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号	
被 承 継 人 の 氏 名	
権 限 取 得 年 月 日	
取 得 の 原 因	

全部改正 [平成5年規則25号]、一部改正 [平成11年規則26号・令和2年規則第64号]

(第1面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書
職 名	写 真
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
長野県知事	印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考)
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
  - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
- 全部改正〔令和4年規則第8号〕